

茨城県と国立大学法人筑波大学との連携に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と国立大学法人筑波大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍、発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある、個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲と乙の相互の情報、技術等知的資源の活用に関すること。
- (2) 地域の活力を育む人材の育成に関すること。
- (3) 甲と乙が共同して実施する事業の企画、調整及び推進に関すること。
- (4) その他甲と乙の連携を推進するために必要な事項に関すること。

（連携推進委員会）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進委員会を置く。

2 連携推進委員会の構成及び運営に関する事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成17年2月7日

茨城県水戸市笠原町978番地6

甲

茨城県知事

橋本 昌

茨城県つくば市天王台1丁目1番地1

乙

国立大学法人筑波大学長

岩崎 洋一